

河南町地域防災計画の修正概要

第1編 総則

◎目的

災害対策基本法第42条、南海トラフ特別措置法第6条の規定に基づき、河南町の地域に係る防災に関し、町、府等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定める。また、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、住民と相互協力のもと、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

◎基本方針

町は、これまで阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、町域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年熊本地震、平成30年大阪北部を震源とする地震、さらには令和6年能登半島地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。

基本理念 「減災」

災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る。

テーマ 「みんなで守ろうみんなの安全」

基本方針 I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持、V 迅速な復旧・復興について重点を置く

- 災害対策
- 1 災害予防対策（周到かつ十分な対応）
 - 2 災害応急対策（迅速かつ円滑な対応）
 - 3 災害復旧・復興対策（適切かつ速やかな対応）

◎住民、事業者の基本的責務

住民及び事業者は、自助、共助のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

- 1 災害等の知識の習得
- 2 災害への備え
- 3 地域防災活動への協力等

第2 事業者の基本的責務

- 1 災害等の知識の習得
- 2 災害への備え
- 3 出勤及び帰宅困難者への対応
- 4 地域防災活動への協力等

第2編 災害予防対策

◎防災体制の整備

- 総合的防災体制の整備
 - 組織体制の整備
 - ・効果的対応に向けた組織改革に伴う所要の修正
 - ・災害対応経験者をリスト化、災害時に活用できる人材の確保、災害時動員体制の再構築
 - 自治体被災による行政機能低下等への対策
 - ・受援体制の強化
 - 町受援計画の策定
- 情報収集伝達体制の整備
 - 災害情報収集伝達システムの基盤整備
 - ・無人航空機等の利用による情報収集
- 消火・救助・救急体制の整備
 - 消火・救助・救急体制の充実
 - ・大阪南消防組合による緊急消防援助隊の充実強化
- 避難受入れ体制の整備
 - 指定避難所の指定、整備
 - ・指定避難所における設備（仮設トイレ等）の整備
- 緊急物資確保体制の整備
 - 食料・生活必需品の確保
 - ・町、府における重要物資（食料、仮設トイレ等）の備蓄、家庭での備蓄
- 避難行動要支援者支援体制の整備
 - 町、府による支援体制整備
 - ・避難行動要支援者の情報把握、支援体制の整備等

◎地域防災力の向上

- コミュニティタイムライン作成の推進
 - ・11地区作成

◎災害予防対策の推進

- 土砂災害予防対策の推進
 - 土砂災害警戒区域等における防災対策
 - ・ハザードマップ等による土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

第3編 災害応急対策

◎活動体制の確立

- 組織動員
 - 動員体制
 - ・専用アプリ配信による体制（職員の安否確認及び参集見込みの把握）
- 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援
 - 広域応援の受援体制の確立
 - ・受援時の体制整備（応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備）

◎情報収集伝達・警戒活動

- 発生直後の情報収集伝達
 - 町における情報収集伝達
 - ・被害情報のトリアージ（優先順位付け）

◎避難行動

- 避難誘導
 - 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
 - ・避難情報と居住者等がとるべき行動（警戒レベル1～5）
 - 指定避難所の開設・運営等
 - ・指定避難所の運営における役割分担の明確化、自治的組織への早期移行
 - 避難行動要支援者への支援
 - ・避難行動要支援者避難行動支援プランの見直し（実態に即した支援に）

◎二次災害防止、ライフライン確保

- 民間建築物等応急対策
 - 空き家等の対策
 - ・平常時から所有者に家屋等の危険度と周知

◎被災者の生活支援

- 支援体制
 - 災害ケースマネジメント等
 - ・被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組等、長期間の対応が可能な支援体制の整備
- 自発的支援の受入れ
 - ボランティアの受入れ
 - ・災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、被災者のニーズ等（ごみの収集等）に応じた活動を行えるよう整備

◎社会環境の確保

- 保健衛生活動
 - 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止
 - ・被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、高齢者の生活不活発病予防のために、保健師等による巡回健康相談
 - ・災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、速やかに医療につなげるように努める

付編 南海トラフ地震防災対策推進計画

◎南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

- 南海トラフ地震臨時情報
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ・マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - ・マグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震が発生若しくはプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表
- 防災対応
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
 - ・地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
 - ・日頃からの地震の備えの再確認
 - ・行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
 - ・日頃からの地震の備えの再確認
 - ・行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

第4編 事故等災害応急対策

- 林野火災等応急対策ほか
 - ・通報系統 富田林市消防本部⇒大阪南消防組合へ変更

第5編 災害復旧・復興対策

◎災害復旧対策

- 被災者の生活再建等の支援
 - 罹災証明書の交付等
 - ・被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術活用を検討
- ライフライン等の復旧
 - ・道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化